

パワハラ防止対策セミナーのご案内

～改正労働施策総合推進法と対応方法について～

参加無料

労働施策総合推進法が改正され、令和4年4月からは、すべての中小企業でも職場のパワーハラスメント防止について、相談体制の整備などの雇用管理上必要な措置を講ずることが義務になりました。このセミナーでは、改正法の内容と、具体的な対応方法のほか、どのような行為がパワーハラスメントに該当するのか、また、パワーハラスメントにならない部下への指導方法などをわかりやすく解説いたします。昨年、好評だったパワハラ防止対策セミナーのリクエストにお応えしての開催です。

----- セミナー申込書 -----

日時 10月28日（金）

13:30～15:30

講師

秋田働き方改革推進支援センター

高橋 正樹 氏（特定社会保険労務士）

会場 秋田市にぎわい交流館あう

4階 研修室1・2

秋田市中通1-4-1

※ 各開催日の2日前までに申し込みください（定員に達した場合は期日前に締め切ることがあります）

FAX 018-823-3883（秋田働き方改革推進支援センターあて）

事業所名		ふりがな お名前	
所在地	（〒 ）		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

■ メールによる、セミナーや法改正情報の案内を希望しますか？ はい いいえ

※ 新型コロナウイルス感染予防のため参加者の皆様にもマスクの着用・手指の消毒をお願いします。体調不良、体温が平熱より高い場合には参加をお控えください。

※ 受講者から新型コロナウイルスの感染者が出た場合に備え、参加者全員の氏名、連絡先を確認させていただきます。感染拡大防止のため、保健所等から参加者名簿の提供を求められた際には提供することがありますので、受講はその同意が得られる方に限ります。なお、このこと以外の目的に使用することはありません。

申込・問い合わせ

秋田働き方改革推進支援センター（秋田県社会保険労務士会運営）

フリーダイヤル
 0120-695-783

※一部IP電話等繋がらない場合は、Tel：018-865-5335（有料）

【受付時間】平日 9：00～17：00

〒010-0921 秋田県秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

FAX:018-823-3883 MAIL: support@hatarakikata.akita.jp

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/akita.html>

